

10月より改正労働者派遣法実施

改正労働者派遣法が、一部を除き、10月1日から施行されます。それとともに、派遣元・派遣先の事業主の皆さまに、いく

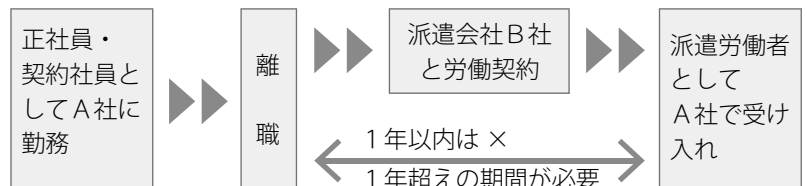
つか新たな規制が課されます。派遣元事業主（派遣会社）と派遣先（派遣労働者を受け入れる事業主）に課される主要事項を紹介します。

■派遣元事業主・派遣先に新たに課される事項

	派遣元（派遣会社）	派遣先
1	・日雇派遣の原則禁止	
2	・グループ企業派遣の8割規制 ・実績報告の義務化	
3	・離職後1年以内の者を元の勤務先に派遣することの禁止	・離職後1年以内の元従業員を派遣労働者として受け入れることの禁止、該当する場合には派遣会社へ通知（※1）
4	・マージン率などの情報提供	
5	・派遣料金の明示	
6	・待遇に関する事項などの説明	
7		・派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講ずべき措置（※2）
8	・有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進措置	
9	・派遣労働者が無期雇用労働者か否かを派遣先への通知事項に追加	
10	・均等待遇の確保	・均等待遇の確保に向けた派遣元事業主への協力 参考：労働契約申込みみなし制度 （平成27年10月1日施行）
11		

■派遣先が気をつけなくてはならない事項

※1 本来直接雇用とすべき労働者を派遣労働者に置き換えることで、労働条件が切り下げられることのないよう、派遣会社が離職後1年以内の者と労働契約を結び、元の勤務先に派遣することが禁止されます。派遣先については、そのような元の従業員を派遣労働者として受け入れてはならないこととされました。



※2 派遣先の都合により派遣契約を解除する場合に、派遣先は次の措置を採らなければなりません。

- ・派遣労働者の新たな就業機会の確保
- ・休業手当などの支払いに要する費用の負担 など

派遣元（派遣会社）のほか、派遣先（派遣労働者を受け入れる事業主）においても、改正の影響があります。派遣社員を受け入れている企業は多いことと思います。改正の影響が気になる方は、お気軽にご相談ください。



産休期間中の保険料免除

施行は2年以内

「産休期間中の社会保険料免除」は、次世代育成支援の観点から出産前後の経済的負担を軽減し、子どもを産みながら働きやすい環境を整えることを目的として「社会保障・税一体改革成案」に盛り込まれ、8月10日に成立し、22日に公布されました。

これにより、産休期間中の「産前・産後休業期間中の保険料徴収の特例」とは、

厚生年金の被保険者について、育児休業期間中に加え、産前・産後休業期間中（産前6週間、産後8週間のうち、被保険者が業務に従事しなかった期間）も、同様に年金保険料が免除（健康保険料についても同様）され、将来の年金給付に反映させる措置を行うというものです。

なお、保険料の免除は被保険者の申出によって行われ、事業主および被保険者

双方の保険料が対象です。「産前・産後休業を終了した際の標準報酬月額改定の特例」とは、育児休業後についての措置と同様、産前・産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、定時決定まで保険料負担が改定前のものとならないよう、産前産後休業終了後の3カ月間の報酬月額を基に、標準報酬月額が改定されるというものです。

改正に伴う効果

女性にとって、出産から育児までの期間について、仕事との両立の道筋が見えやすくなる点が大きな効果と言えるでしょう。



最新情報 社会保障と税の一体改革

第180回通常国会において、「社会保障と税の一体改革」に関連する法案がいくつかが成立しました。税制については、消費税率の段階的な引上げに関する法案が成立し、社会保障制度については、年金制度に関する重要法案が2つ成立しました。以下で、その概要を紹介します。

■税制改革（消費税関係）

消費税の税率を段階的に引き上げる

- ・現在5%（国税部分4% 地方消費税分1%）
- ・平成26年4月より⇒8%（国税部分6.3% 地方消費税1.7%）
- ・平成27年10月より⇒10%（国税部分7.8% 地方消費税2.2%）

■社会保障制度改革（年金関係）

・財政基盤及び最低保障機能の強化等＜主要項目＞

- ①受給資格期間が10年あれば年金が受給できるようになる（今は25年以上）
【平成27年10月から施行】
- ②平成26年度から基礎年金国庫負担1/2が恒久化される
【平成26年4月から施行】
- ③短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用範囲が拡大される
※ただし、当分の間、500人未満の事業所には適用されません
【平成28年10月から施行】
- ④厚生年金、健康保険等の保険料が産休期間中も免除されるようになる
【平成24年8月22日から起算して2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行】
- ⑤遺族基礎年金が父子家庭へも支給されるようになる（現在は母子家庭のみ）
【平成26年4月から施行】

・公的年金制度の一元化＜主要項目＞

- ①厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する
- ②共済年金と厚生年金の制度的な差異は、基本的に厚生年金に揃えて解消する
- ③共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率（上限18.3%）に統一する
- ④共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。職域部分廃止後の新たな年金については、別に法律で定める
【平成27年10月から施行】

65歳までの雇用を義務

改正法の主な内容

8月29日に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（改正高年齢者雇用安定法）が成立しました。この改正法は、来年4月1日から施行されます。

①継続雇用の対象者を限定できる仕組みの廃止

現在、65歳未満の定年を定めている企業が、高年齢者雇用確保措置として「継続雇用制度」を導入する場合、継続雇用の対象者を限定する「基準」を労使協定

で定めることができますが、この仕組みが廃止され、希望者全員を継続雇用の対象とすることが義務付けられるようになります。

なお、厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象として、上記の「基準」を引き続き利用できる経過措置（12年間）が設けられています。

②継続雇用先企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけではなくグループ内の会社（子会社、関連会社等）まで広げることができるようになりました。なお、この場合には、継続雇用について事業主間における契約が必要とされます。

③違反企業名の公表規定の導入
高年齢者雇用確保措置（定

年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止のいずれか）を実施していない企業に対して、労働局・ハローワークが指導・勧告を行い、それでも違反が是正されない場合には企業名を公表することがあります。

実務上重要となる指針

今後、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実

施・運用に関して、「指針」が策定される予定です。

この指針では、「業務の遂行に堪えない人」（健康状態の悪い人、勤務態度の悪い人等）をどのように取り扱うか（継続雇用の対象から外してよいか）などが定められる予定ですので、実務上は非常に重要となります。

社員旅行にいきました！！

9月7日より1泊2日でブレインスター初の社員旅行として、広島に行ってきました。直前までの忙しさをしばし忘れての楽しい旅行となりました。

宮島では世界文化遺産に登録された厳島神社やその周辺を巡り、古くから海の守り神として崇拝されてきた自然や文化をあらためて深く知ることができました。

またマツダスタジアムでの野球観戦では応援はもちろん、白熱した試合と球場の雰囲気存分に楽しみ、盛り上がりました。

おいしいお好み焼き、郷土料理、ビールに日本酒とお腹も満たされました。この2日間ゆっくり充電し、英気を養うことができました。

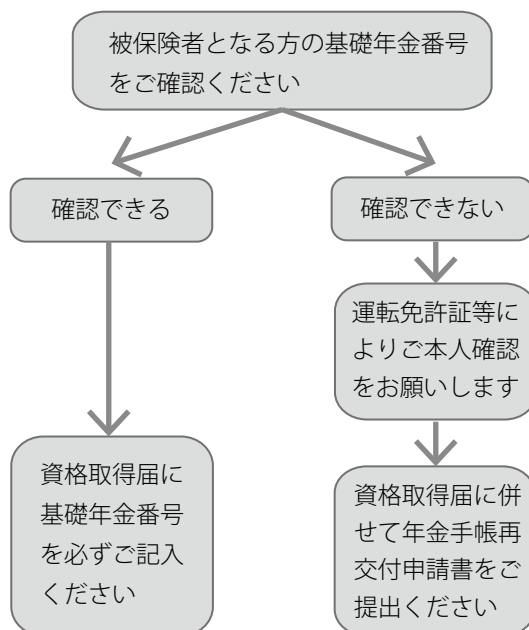
社員旅行を通して一層結束し、やる気も倍増した私たちの仕事ぶりにご期待ください！そして、次回の社員旅行が今から楽しみです。（担当：森山）



社会保険資格取得時のご本人確認の徹底

今般、偽名の健康保険・厚生年金被保険者資格取得届（以下「資格取得届」といいます）による健康保険被保険者証の詐取事案が判明いたしました。新たに被保険者となる方を採用した場合には、事業主の方は「氏名」「生年月日」「性別」「住所」「基礎年金番号」の本人確認がおこなったうえで、資格取得届を提出しなければなりません。

平成24年10月1日受け付け分より、社会保険資格取得時に基礎年金番号が未記入（年金手帳再交付申請書を添付の場合を除く）の場合には、資格取得届が一旦返却され、運転免許証等によるご本人確認が必要となります。ご本人確認ができない場合には、健康保険被保険者証の交付ができません。※資格取得の手続きの際には、基礎年金番号も併せて連絡をお願いします。



人事制度導入職員全体説明会

日時：平成24年9月11日～13日
参加者：社会福祉法人 職員 250名（鹿児島県）
講師：上田正順・池田裕輔

今回、8月から人事制度導入の支援をさせていただいています鹿児島県の社会福祉法人にて、約250名の職員の方々全員に3日間に分けてお集まりいただき、人事制度導入についての事前説明会を実施いたしました。

人事制度の導入という、職員の方々の中には、非常に不安になられる方がいらっしゃいます。その不安を出来るだけ取り除くために、制度導入の目的や制度の大まかな内容を事前に説明させていただきました。

8月から管理職の方々とは人事制度の設計については何度も話し合いをし、慎重に進めております。まだ、不安な職員さんが多数いらっしゃると思いますので、もう一度4月導入前に全職員にお集まりいただき決定した制度内容の説明会を実施したいと考えております。



（担当：池田）

人事制度に関する考課者研修

日時：平成24年9月10日
参加者：医療法人 職員 50名（熊本市）
講師：上田正順



人事制度構築のお手伝いをさせていただいています医療法人様で考課者の方にお集まりいただき、考課者研修を実施いたしました。

人事制度をスムーズに行うために重要になるのが、この考課者研修だと思います。評価をする立場にある考課者が十分なトレーニングを受けず、人事考課の基本となる事項を理解しないまま評価を行うと、職員のモチベーションや成長への意欲が下がり、制度自体の運用も難しくなります。

そうしたことにならないよう、今回は考課者として身につけるべき基本的な人事考課の知識やスキル、人材育成へと結び付けていくための面談の仕方について、事例やグループワークを取り入れながら研修を行いました。お集まりいただいた考課者の中にはまだ不安な方もいらっしゃいましたが、何回もトレーニングを重ねれば、必ず自信をもって人事考課が行えると思います。（担当：池田）

お仕事カレンダー

10/1

- ・全国労働衛生週間高年齢者雇用支援月間（1日～7日）
- ・定時決定により、9月に改定された社会保険料を10月給与から控除

10/10

- ・一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- ・9月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付

10/31

- ・9月分健康保険・厚生年金保険料の納付
- ・労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の7月から9月分の労災事故について報告）
- ・労働保険料の納付<延納第2期分>
- ・有期事業概算保険料延納額の納付（納付対象：8月～11月分）
- ・8月決算法人の確定申告・翌年2月決算法人の中間申告
- ・11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告

人事労務相談室を開設しました

新規 開設

リーマンショック後の景気の悪化に加え、震災等の影響で、リストラ、賃下げ、正規雇用から臨時雇用など、労働者を取り巻く環境が厳しくなっています。一方、インターネット等の普及により、労働者の権利意識が高まり、個別労使紛争が近年増加しております。当法人でも、労務相談の件数が右肩上がりが増え続けている現状を踏まえて、このたび人事労務相談室を設けることにしました。

今までも未然に労働問題を防ぐために、職員の方と個人面談を行ったり、研修等を通じていろんなご相談を受けてまいりましたが、近年は、相談内容もより問題解決が困難な事案が多くなってきております。当法人としても労働問題対応のスキルを向上させ、社会保険労務士3名にてしっかりと対応させていただきます。

事務所には個別の相談室がございます。電話相談だけではどうしても情報が限られてくるため、問題が大きくなっている場合は、事務所の方にお越しください。

参考までに事務所に持ってきてほしい資料は右のとおりです。



人事労務相談室 室長
特定社会保険労務士

楠田 剛士 (Takeshi Kusuda)

税理士法人勤務の経験を活かし、企業経営の経理・人事面から総合的なアドバイスを行っています。特に近年増加している労働問題を未然に防ぐために、新人研修や労務管理研修、就業規則説明会を行っています。

1 簡単な経過 (メモ)

- ① 問題発生日時、内容、どのように対応したか
- ② 聞きたいこと、質問したいこと
- ③ 相談者の主張と相手側の主張

2 対応策を考える上で参考となる資料

労働条件通知書・雇用契約書・求人票・求人広告・解雇通知書・勤務表・出勤簿・タイムカード・給与明細書・源泉徴収票・離職票・やり取りのメールなど

096-211-6055

※ お気軽にご相談ください



One Point 表示形式を利用してデータの見た目を変更する (時刻編)

表示形式のご紹介最後の回は「時刻」に関する表示方法をご紹介します。

■ユーザー定義で利用できる書式記号

時	h	時刻を表示 (0 ~ 23)
	hh	1桁の時刻には0を付けて時刻を表示 (00 ~ 23)
	[h]	24時間を超える時間の合計を表示
分	m	分を表示 (0 ~ 59)
	mm	1桁の分は、0を付けて分を表示 (00 ~ 59)
	[mm]	60分を超える分の合計を表示
秒	s	秒を表示 (0 ~ 59)
	ss	1桁の秒は0を付けて秒を表示 (00 ~ 59)
	[ss]	60秒を超える秒の合計を表示
午前 午後	AM/PM	時刻表示の後、午前午後をAM/PMで表示
	am/pm	時刻表示の後、午前午後をam/pmで表示
	A/P	時刻表示の後、午前午後をA/Pで表示
	a/p	時刻表示の後、午前午後をa/pで表示

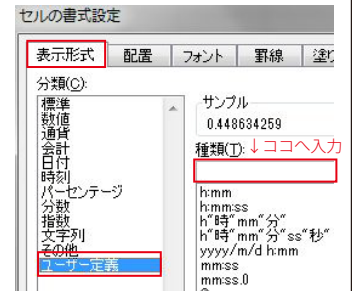
■設定例 (10:46:02 と入力)

設定した書式	実際の表示
h:m:d	10:46:2
h:mm:ss	10:46:02
h:mm AM/PM	10:46 AM
h" 時" mm" 分"	10 時 46 分

■設定例 (36:09 と入力)

設定した書式	実際の表示
h:mm	12:09
[h]:mm	36:09

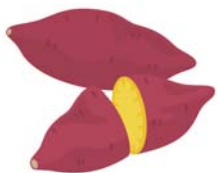
※計算式や関数による時間の合計結果が24時間を超える場合にも設定可能です



セルの書式設定 / ユーザー定義 / 種類欄へ入力

注 勤務時間と時給を掛けて給与を計算する場合は、勤務時間に「24」をかける必要があります。「99:46」という時間は、「4.156...」というシリアル値なのでそのままでは正しい結果になりません。

さつまいもの日



寛政のころ、焼き芋が江戸に伝わり小石川の焼き芋屋が「十三里」と名付けたところ、「栗 (九里) より (+四里) うまい十三里」という洒落が江戸っ子に大好評、現在で言うところの「大ヒット商品」となり「さつまいも=十三里」となりました。このことから1987年に埼玉県川越市の「川越いも友の会」が旬に当たる10月13日を「さつまいもの日」と決めました。



BrainStar
株式会社ブレインスター

代表取締役 上田 正順

〒862-0949 熊本市中央区国府 1-13-5 2F
TEL : 096-211-6055 FAX : 096-211-6065
URL : http://brainstar.jp